平成30年度「新しい東北」交流拡大モデル事業普及・展開事業
に係る企画競争について

下記のとおり企画競争を行います。

平成30年5月29日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官
山　口　浩　孝

記

１　契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官　　山　口　浩　孝

２　企画競争の内容
（１）事業名
平成30年度「新しい東北」交流拡大モデル事業普及・展開事業
（２）事業の目的
復興・創生期間に入り、復興の新たなステージを迎えつつある東北では、インフラや住宅等の復旧は一定程度進みつつあり、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要である。特に観光は地域産業全体に影響を与える裾野の広い産業であり、観光復興は東北の産業・生業再生の柱となる。復興・創生期間に入り、復興の新たなステージを迎えつつある東北では、インフラや住宅等の復旧は一定程度進みつつあり、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要である。特に観光は地域産業全体に影響を与える裾野の広い産業であり、観光復興は東北の産業・生業再生の柱となる。平成28年度から過去２年実施した「新しい東北」交流拡大モデル事業（以下単に「モデル事業」とする。なお、平成28年度及び平成29年度実施したモデル事業については、以下「過年度事業」とする。）で選定した各事業者の取組は一定の成果を上げるなど、東北におけるインバウンド誘客に向けた取組は着実に広がっているところである。
一方、過年度事業の成果の普及・展開について、年度末の報告会開催、報告書等のＨＰにおける公表等の取組を行っているものの、インバウンド誘客に向けた取組の歴史、経験、体制等様々な事情を抱える各地域の事業者が幅広く使いやすいものとなっておらず、十分に進んでいない。
本事業は、まず過年度事業の成果について網羅的な情報集約及び専門的見地に基づき評価を行うとともに、その結果を東北等の様々な関係者に活用しやすいよう整理し、普及、展開を行うことで、上記の課題の解決を図ることを目的としたものである。また、平成30年度モデル事業で選定された各事業者の成果についても適用できるように予め調整等を進めることとし、これらを踏まえて次年度以降のモデル事業の成果の普

及・展開の効果的なあり方を検討するものである。

（３）事業内容

ア　過年度事業の成果に係る情報収集及び評価

①　過年度の選定事業者が造成した商品等の内容、販売実績のほか、地域や他の事業者に与えた影響等について、網羅的に情報収集を行う。

②　その際、ＤＭＯ等の地域の観光関係事業者や海外の旅行会社、関係機関等（以下「関係者等」。）、モデル事業の成果を踏まえ商品造成等の活用を検討する者にとって必要な情報を選定事業者から収集し、専門的な見地を踏まえた評価や改善の検討をあわせて行う。

イ　次年度以降の普及・展開に向けた整理

①　アで収集等した情報を踏まえ、経験・能力等の異なる様々な関係者等に円滑に展開する上で効果的なモデルの普及・展開のあり方を検討する。

②　上記イ①については、本事業内に普及・展開活動を実際に行い、随時改善を反映させながら進めるものとする。

ウ　平成 30 年度モデル事業の選定事業者の取扱

平成 30 年度モデル事業の選定事業者の取組についても、上記ア及びイの内容に沿って整理を行えるよう、選定事業者との間で調整等を進めることとする。

（４）事業実施期間

本事業の実施期間は、契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

３　企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）平成 28・29・30 年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「Ａ」から「Ｄ」等級に格付けされた「関東・甲信越」又は「東北」地域の競争参加資格を有する者であること。

（４）復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

（６）事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。

（７）事業を適確に遂行する技術的能力及び知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

（８）公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。

（９）知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(10) 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

４　企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。

（１）日時　平成30年6月1日（金）10時から

（２）場所　復興庁会議室Ⅳ（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎４号館１０階）

５　企画提案の手続等

（１）企画提案募集要領の交付期間等

ア　企画提案募集要領の交付期間

平成 30 年 5 月 29 日（火）から同年 6 月 18 日（月）まで

イ　企画提案募集要領の交付方法

企画提案募集要領の交付を希望する場合は、下記エの復興庁観光担当において、手交により交付する。

ウ　企画提案書の提出期限

平成 30 年 6 月 18 日（月）17 時まで

エ　企画提案書の提出先

〒100-0013　東京都千代田区霞が関 3-1-1　中央合同庁舎４号館 10 階

復興庁観光担当　津田、小泉、野田

（２）企画提案書の提出方法

上記５（１）エあて、原則郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）で８部及び電子媒体（光ディスク（CD-R 又は DVD-R ディスク））１部を提出すること。

なお、電子媒体は、「Microsoft Word 2013」「Microsoft Excel 2013」「Microsoft PowerPoint 2013」で使用可能な形式に限る。

６　契約候補者の選定方法

企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した１者を選定し、契約候補者とする。

７　企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

８　選定結果の通知

平成 30 年 6 月下旬に企画提案書を提出した全者に通知する。

９　その他

詳細は、平成 30 年度「新しい東北」交流拡大モデル事業普及・展開事業に係る企画提案募集要領による。